

令和7年度京都文化財団嘱託職員 (一般事務) 募集要項

〔募集職種〕

京都文化財団嘱託職員 (一般事務)

受験申込期間 令和6年11月12日(火)から
令和6年12月3日(火) (必着)

手続きの詳細は次ページ以降をご覧ください

公益財団法人京都文化財団

公益財団法人京都文化財団 嘱託職員（一般事務）募集要項

<募集内容・受験資格等>

募集職種	一般事務（嘱託職員）
採用予定人数（注1）	1名
採用予定年月日	令和7年4月1日
職務内容	<p>京都文化財団が管理する文化施設（※）において、職員の指導、監督のもと、主に下記の業務に従事します。</p> <p>① 各種展覧会、舞台・コンサート等文化事業の運営、広報・宣伝業務及び営業等の対外折衝業務並びに文化施設（※）の管理・運営全般にかかる業務</p> <p>② 総務、給与・経理事務、各種契約事務にかかる事務</p> <p>（※）京都文化財団が管理する施設（令和6年度）：京都府京都文化博物館、京都府立文化芸術会館、京都府立府民ホール及び京都府立堂本印象美術館</p>
雇用主	公益財団法人京都文化財団
勤務場所	<p>公益財団法人京都文化財団が管理する施設</p> <p>※自家用車、バイクによる通勤は不可。</p>
学歴・免許等	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法による高等学校以上を卒業した者若しくは令和7年3月末までに卒業見込みの方。 ・職員の指導、監督のもと文化施設（※）の運営及び事業の企画・広報・宣伝・営業等に積極的に取り組み、京都府の文化芸術の振興と発展に意欲的に取り組める方。 ・パソコン（エクセル、ワード等）を扱える方。 <p>以上すべての要件を満たす方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・博物館法（昭和26年法律第285号）第5条に規定する学芸員資格を有する方が望ましい。
求める人物像	<ul style="list-style-type: none"> ・上記職務内容の①や②など担当する業務に関わらず、業務全般に責任感をもって意欲的に取り組み、他の職員や関係者・団体とコミュニケーションを取って協調しながら、京都文化財団の発展を目指していただける方。 ・京都文化に一定の素養を有している方。

注1：採用予定人数は見込み数であり、多少増減員することがあります。

<勤務条件等>

雇用期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日。ただし、令和8年4月1日以降について更新の可能性あり。(最長3年)
給与等	<p>公益財団法人京都文化財団の非常勤嘱託取扱要綱に基づき支給します。</p> <p>大学卒 247,400円を上限として、学歴・職歴の内容を勘案して決定します。</p> <p>この他、通勤手当、勤勉手当、時間外勤務手当等がそれぞれの手当の支給条件に応じて支給されます。</p> <p>社会保険(健康保険・厚生年金)、労働保険(雇用保険・労災保険)に加入します。</p> <p>※上記の給与は国家公務員の給与水準などに基づいて改定されることがあります。</p>
勤務時間	<ul style="list-style-type: none"> ・週40時間(8時間×5日)シフト勤務あり。 ① 9:30～18:15 ② 11:30～20:15 または 12:15～21:00 (①②とも京都文化博物館の場合の基本勤務時間。配属された施設・部署により若干異なります。) ・業務の都合により時間外勤務が発生します。
休日	<ul style="list-style-type: none"> ・4週8休(国民の休日がある場合は、その日数分は増) ・年末年始(12月29日から1月3日まで) ・土日祝日勤務あり(月4～5日。配属された施設・部署により若干異なります。)
休暇等	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人京都文化財団非常勤嘱託取扱要綱による

<試験日時・内容>

試験区分	必要書類等	日時	会場等
第 1 次 試 験 書類審査	嘱託職員(一般事務) 採用試験申込書一式	令和6年12月4日(水) ～12月10日(火)	—
第 2 次 試 験 面接試験 適正検査	第1次試験合格者 に対して個別面接・口 述試験及びweb適正 検査	令和6年12月17日(火) ～12月24日(火)	京都文化博 物館

※第1次試験の可否は受験者全員に文書で通知します。

※第2次試験については第1次試験合格者のみを対象に実施します。

詳細は対象者にのみ通知します。

※試験結果に関する問い合わせにはお答えできません。

▶次のいずれかに該当する人は応募できません。

・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの人。

・他の団体等において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人。

▶採用試験に伴う交通費は自己負担となります。

▶第2次試験の合格者には最終学歴卒業証明書、職歴等の証明書、健康診断書(職務遂行に必要な健康状態にあることを医療機関で検査し発行されたもの)の提出を求めます。

▶採用内定後において、募集要項を満たさないことや、申込書等において虚偽の記載、申告があることなどが判明した場合には採用できません。

▶荒天、災害等発生の場合の試験実施の有無などについては、前日までに京都府京都文化博物館ホームページに掲載します。

<受験申込手続>

▶提出書類

令和7年度公益財団法人京都文化財団 嘱託職員(一般事務)採用試験申込書(様式あり)
1通

必要に応じて、職務経歴書(様式自由・パソコン作成可)を添付してください。

▶募集要項及び申込書

京都府京都文化博物館ホームページから、令和7年度公益財団法人京都文化財団嘱託職員採用(一般事務)試験申込書をA4判用紙にプリントアウトして使用してください。

試験申込書は、両面印刷で使用してください。

黒のボールペンを使用し、楷書で丁寧に自書してください。

▶受付期間

令和6年11月12日（火）から12月3日（火）（必着）

試験申込書は郵送のみとし、封筒左下に赤字で「嘱託職員採用（一般事務）試験申込み」と書き、裏に差出人の郵便番号、住所、氏名を明記してください。

持参の場合は受け付けません。

▶郵送申込先及び問い合わせ先

公益財団法人京都文化財団本部事務局 総務課宛

〒604-8183

京都市中京区高倉通三条上ル東片町 623-1 京都府京都文化博物館内

電話 075-222-0888（代）（電話対応時間 10：00～18：00 ただし休館日を除く）

▶注意事項

- ・郵送により受付期間を経過して到着した申込みは、受付できません。日数に余裕をもって申し込んでください。
郵便事情による書類到着遅延等についての責任は負いません。
- ・第1次試験の結果について、令和6年12月15日（日）までに連絡がない場合は、申込先までご連絡ください。
- ・提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合は、受付できないことがあります。受付できない時は申込者に連絡しますが、これにより受付期間内に受験手続が完了せず、受験できない場合でも責任は負いませんので、受験手続には十分注意してください。
- ・受験に際して取得した個人情報は本採用試験及び本採用試験に関する事務以外の目的では使用しません。
- ・提出された書類は一切返却いたしません。採用試験終了後、速やかに破棄します。